

指摘	38-7	情報収集の方法（リース）
不備事項	ハーベスタシミュレータのリース取引において、入札前に特定の機械メーカーから県所管課と特定のリース会社向けに連名でメールが送られていた証跡が見られた。このようなやり取りは取引や契約の透明性や適切性に疑念を持たれるおそれがある。 契約前は、県所管課はメーカーとリース会社とそれぞれ別々に連絡を取る必要がある。	

《補足》

所管課からは、機械メーカーについて日本版のハーベスタシミュレータは当該機械メーカーしかないこと、メーカーは卸売業者などの中間業者を通常持たず、リース会社も当該リース会社に限定されている状況であるとの説明を受けた。

なお、ハーベスタシミュレータの導入実績は現在のところ全国でも極めて限定的である。（ハーベスタ）シミュレータと異なり、現場で実際に利用するハーベスタのメーカーには他の国内メーカーも存在する。シミュレーションの場と実際の現場で取扱うメーカーが異なると、操作の仕方も異なってくる。その点を考慮すると、このシミュレータが現場で効果的に活用されるのか、リース契約の効果（機械の導入効果）について、一定期間を経て十分に検証する必要がある。

【緑の青年就業準備給付金／中高年移住推進給付金事業】

45 歳未満のアカデミー研修生に対し、年 137.5 万円の給付金を支給するもの（緑の青年就業準備給付金）。また、県外から移住する中高年（45 歳以上 55 歳未満）のアカデミー研修生に対して、年 100 万円の給付金を支給するもの（中高年移住推進給付金事業）。いずれも県から（公財）森林ネットおおいたを通じて支給される。

指摘	38-8	事業実施主体から県に対する就業結果の報告
勸奨事項	研修終了後の進路などの調査結果が事業実施主体から県に確実に報告されるよう、林業新規参入者総合支援事業費補助金交付要綱等に定めておくことが望ましい。	

《補足》

林業新規参入者総合支援事業要領によると、受給者（研修者）は、研修終了後、林業分野へ就業した場合は、就業後 1 か月以内に就業報告書を事業実施主体（（公財）森林ネットおおいた）に提出することとされている。受給者から事業実施主体への報告のみならず、事業実施主体から県に対する報告の中でも就業結果が確実に報告されることが、事業の成果をより把握できるものと考えられる。

【再造林担い手支援事業】

造林新規参入への就業支援講習を（公財）森林ネットおおいたに委託し事業を実施している（造林就業支援講習委託）。

また、短期の造林 O J T 型研修に要する経費について、事業実施主体である市町村を通じて、認定林業事業体（間接補助事業者）に助成を行っている（再造林担い手確保支援、補助事業）。具体的には、研修生の賃金に対する補助等を行っている。

指摘 38－9	委託業務の成果（造林就業支援講習委託）
改善事項	委託業務の仕様書においては、対象者を造林分野への新規参入希望者（造林作業経験 1 年未満）10 名程度とされているが、事業実績報告書及び受講者名簿をみると、7 名の参加にとどまっており、作業経験年数も把握できないにもかかわらず、委託業務完了検査調書の検査意見には「特になし 良好」との記載であった。 仕様書通りに事業が履行されていない点については、完了検査調書、あるいはその補足資料として原因や次年度以降の改善点を記録しておくことが必要である。

《補足》

所管課からは、認定林業事業体すべてに募集をかけ、結果的に 7 名となったものの委託先の手順に瑕疵はないといった点を踏まえ、検査調書には前述のような記載を行ったとの説明を受けた。

指摘	38-10	採択要件に係る資料の提出時期（再造林担い手確保支援）
勸奨事項	採択要件に係る研修生の年齢に関する資料が事業実施計画ではなく補助金交付申請時に提出、検討されているが、効率性の観点から事業実施計画時に行われることが望ましい。	

《補足》

大分県再造林担い手確保支援事業実施要領をみると、手順として支援事業を実施する市町村が事業実施計画を県に提出し、県が事業実施の承認を行った後、補助金の交付申請書が市町村から県に提出され、県が交付決定を行い、実際の研修が着手されるといった流れとなっている。

事業採択要件には研修生の年齢（原則 45 歳未満）等の項目があることから、実施計画承認時ではなく、後の交付申請時に年齢等の資料が提出されると、年齢要件を満たさないのに誤って計画承認される可能性や、事務が煩雑になるおそれがある。

指摘	38-11	補助金交付決定前の着手（再造林担い手確保支援）
改善事項	補助金の交付決定通知前の着手は原則的には認められておらず、「やむを得ない」場合において一定の事務処理を行った上で例外的に認められている。しかし、やむを得ない理由が明確ではなく、安易に交付決定前に着手されているようにも受け取れることから、運用上の改善が必要である。	

《補足》

大分県再造林担い手確保支援事業実施要領によると、事業実施主体（市町村）は事業支援に着手したときは、事業着手届を知事に提出するものとされ、事業着手は補助金交付決定通知に基づき行われなければならないとされ、但し書きで、当該年度において「やむを得ない事情」により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、その旨を具体的に明記した交付決定通知前着手届を県に提出することとされている。

事業の関連簿冊に、交付決定通知前着手届が提出されたケースが見られた。その流れは次のとおりである。

年月日	項目
令和元年 6 月 6 日	県から佐伯市へ補助金交付申請書を令和元年 6 月 21 日までに提出するよう依頼。
令和元年 6 月 20 日	佐伯市が県に補助金交付申請書提出 (事業計画 研修開始 令和元年 7 月 1 日～)
令和元年 7 月 1 日	佐伯市が県に補助金交付決定前着手届提出 着手理由：造林作業員の確保・育成のため、下刈作業が始まる 7 月から研修を開始する必要があるため。
令和元年 7 月 17 日	県が佐伯市へ補助金交付決定通知

市は県に指示された日に書面を提出しており、交付決定前着手届が提出されたのは「やむを得ない事情」であるか、関係簿冊を見ても判別できなかった。要因は、事業実施団体や間接事業者ではなく、県（所管課）の事務処理遅れであるといったことも考えられる。可能な限り、例外的な取扱いが発生しないように原因分析と改善を行っていく必要がある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	36,486
決算額	—	—	33,711
一般財源	—	—	2,287
繰入金	—	—	22,711
国庫	—	—	8,713

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
緑の新規就業総合支援事業費補助金 森林環境譲与税基金繰入金	定額

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	532
需用費	—	282
役務費	—	25
委託料	—	4,393
使用料及賃借料	—	643
負担金補助及交付金	—	27,603
備品購入費	—	233
計	—	33,711

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
39	漁業担い手総合対策事業	水産振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	漁業就業者数は年々減少し、高齢化も進んでいるため、将来を担う意欲のある担い手を確保するとともに、中核的漁業者等の資質向上を図ることが課題となっている。
事業の目的	若くて意欲のある漁業の担い手を確保するとともに、漁業後継者及び中核的漁業者の資質向上を図るため、新規就業者向けのインターンシップや技能レベルに応じた研修、小中学生に対する水産業への理解促進等に取り組む。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 漁業担い手確保・定着促進 (1) 情報発信の強化 漁業就業フェア等へ参加するなど、就業希望者への情報発信を強化する。 (2) 研修事業 新規就業者のスムーズな着業・定着を図るため、海洋科学高校、大分県漁業協同組合等と連携し、高校生インターンシップや漁業学校など対象者に応じた各種研修を実施する。 (3) 給付金事業 ①青年就業準備給付金 ②青年就業給付金 2. 漁業担い手育成・漁村の活性化 (1) 中核的漁業者の育成・資質向上 (2) 中核的漁業者による漁村活性化 3. 水産業の啓発 (1) 小中学生体験漁業教室

2. 事業実施期間
平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
漁業担い手総合対策による新規就業者数（人）	目 標	5	5	5
	実 績	5	8	6
	達成率	100%	160%	120%

4. 概要の補足説明

本県の漁業者数の推移は次のとおりである。漁業者数は減少傾向にある。

平成	15	20	25	30
漁業者数	5,952	5,217	4,110	3,455
男性	4,730	4,230	3,358	2,917
うち青年漁業者	656	570	478	382
女性	1,222	987	752	538

資料：農林水産統計年報、漁業センサス

新規就業者数は次のとおりである。新規就業者数は増加傾向にあるが、漁業者数全体の減少傾向に歯止めがかかるほどではない。

平成	23	24	25	26	27	28	29	30	31
人数	52	58	66	60	62	68	71	71	73

廃業者について、業界全体の廃業者の調査は行っていないが、新規就業者の離職理由等については、大分県漁業協同組合の各支店を通じて辞めた理由の聞き取りは行っている。

新規就業者の離職理由等について

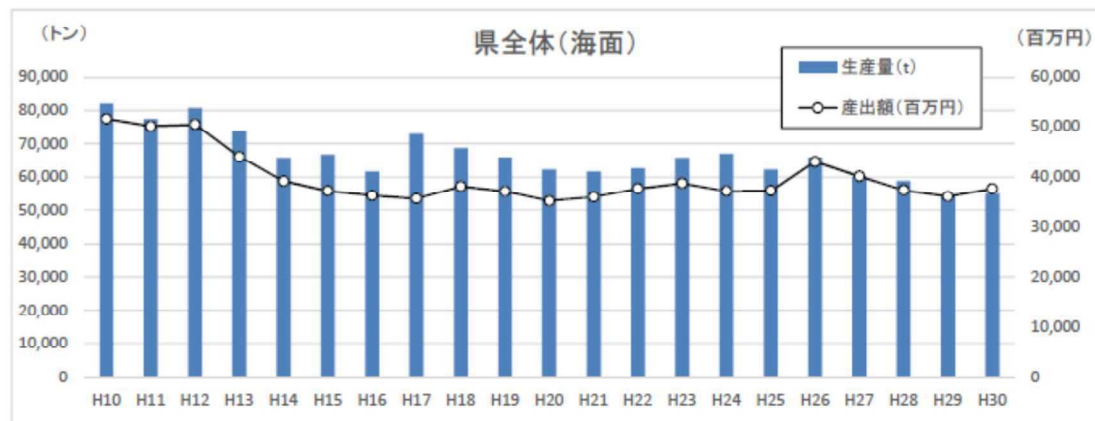
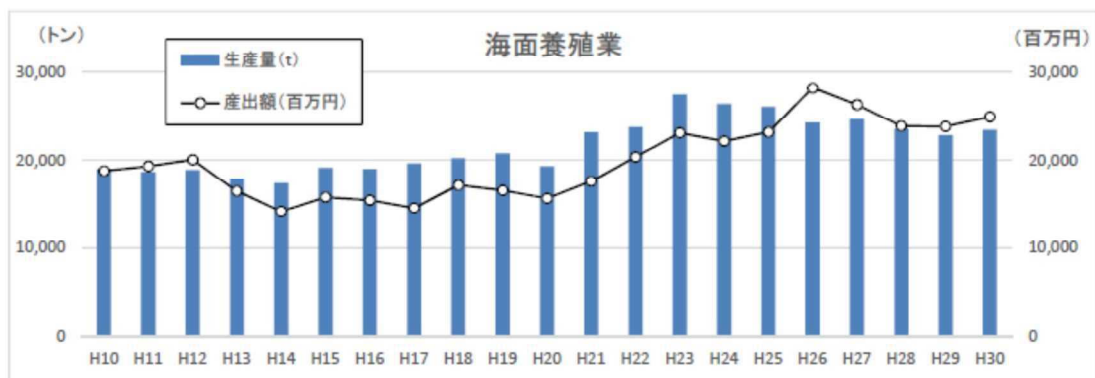
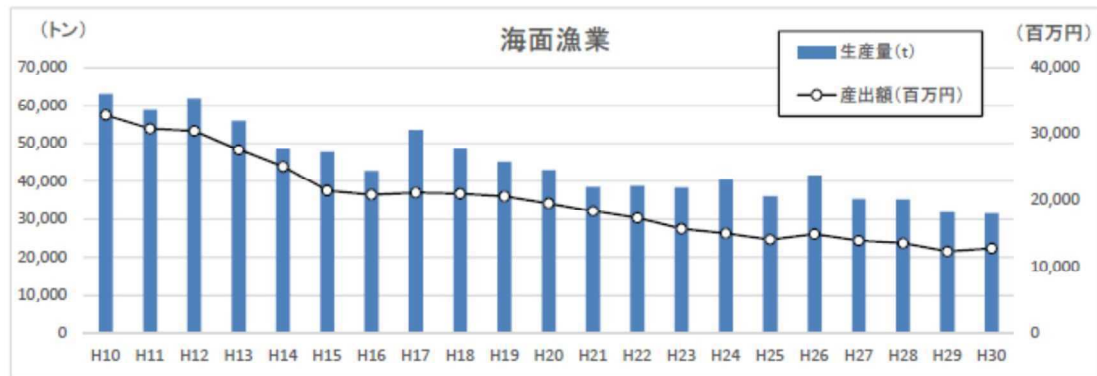
定着率調査における離職理由と人数	
収入不安定	7 人
高齢・定年・病気	6 人
経営体の都合	2 人
その他不明	56 人

県施策による就業者数と離職者数(H27～)					
上段：就業者	H27	H28	H29	H30	H31
下段：離職者					
インターンシップ	1	2	2	4	3
	0	0	0	2	0
漁業学校	4	2	3	4	3
	2	0	0	0	0

※それぞれ1年以内に自己都合により離職

新規就業者との面談結果による情報
・技術不足で思ったとおりに漁獲できない。様々な漁法を習得する必要がある。 ・想定よりも初期投資にお金がかかる ・安定的な収入が見込める養殖やひじきの漁獲にも挑戦したい

大分県の海面漁業及び海面養殖業の生産量・生産額の推移



大分県漁業マイスター事業

「事業の内容 1 漁業担い手確保・定着促進」に記載されている事項は、大分県漁業マイスター制度事業（補助金事業）として、大分県漁業協同組合（以下、県漁協）が事業を実施するのに要する経費に対し補助を行っている。補助対象経費と補助金額は次のとおり。

事業種目	主な補助対象経費	補助金額
漁業短期実技研修事業	大分県漁業体験実技研修を実施するための体制整備及び研修の運営	定額
漁業学校研修事業	大分県漁業学校研修を実施するための体制整備及び研修の運営	定額
青年就業準備給付金事業	大分県漁業学校で受講する研修生に対し、青年就業準備給付金（県単独）を支給する取組	定額 上限 1,500 千円／人
青年就業給付金事業（独立経営型）	大分県漁業学校研修等で独立経営する者を対象に就業給付金を支給する取組	定額 上限 1,500 千円／人 市町村就業支援額と同額
青年就業給付金事業（親元就業型）	大分県漁業学校研修等で親元就業する者を対象に就業給付金を支給する取組	定額 上限 1,000 千円／人 市町村就業支援額と同額
就業説明会運営事業	県単独の就業説明会の開催・運営するための取組	定額
漁業指導者研修事業	漁業短期実技研修、漁業学校研修等において漁業実習の指導者となる者に対する研修の運営	定額

5. 監査結果

【大分県漁業マイスター制度事業費補助金】

指摘 39-1	収支予算書の記載
勸奨事項	県漁協から提出された、補助金交付申請書の添付資料である収支予算書において、前年度と当年度の予算額が大きく変更されているにもかかわらず備考欄に何の記載もされていなかった。備考欄を何のために利用するのか明確にはされていないが、比較する意義を考慮すると異常な増減などについては備考欄に説明を付すのが望ましい。

《補足》

次表は収支予算書を抜粋したものである。

単位：千円

	本年度予算額	前年度予算額
支出計	14,638	11,609
うち青年就業給付金事業	7,500	4,500
うち漁業指導者研修	41	—

【漁業担い手確保・定着促進（研修事業）】

漁業への就業を希望する次代を担う若者（高校生）を対象に、就業インターンシップを実施している。漁業現場等における実際の作業等を通じて将来漁業への就業意欲を高め、漁業就業者としての適性を自己判断できる内容とする「実務実践型」と、職業ガイダンスや業務説明、簡単な作業体験等を通じて漁業の職業観を醸成し、また、就業意識を向上させる内容とする「職務体験型」の研修がある。

指摘 39-2	研修対象者
勸奨事項	漁業担い手総合対策事業（新規就業インターンシップ）事業実施要領によると、研修対象者は県内の高校から申請のあった者から決定され、申請多数の場合には大分県立海洋科学高等学校を優先的に対象者とするとしているが、漁業者を確保するという目的であれば、属性を優先する必要性に乏しいと考えられるため、事業実施要領の見直しを検討されたい。

《補足》

実施要領には次のような研修が設けられている。

	対象者	実施期間
実務実践型	2年生、3年生	2年生は5日以内、3年生は10日以内
職場体験型	全学年	研修生1人当たり1日程度

なお、所管課からは、平成28年度まで同高等学校のみが支援対象であったこと、それ以後、同校以外の生徒が本事業を活用できなかった事例は発生していないとの報告を受けている。

【漁業担い手確保・定着促進（研修事業）】

漁業学校における座学・実習の外部講師謝金や、実習用の資材や資料代、研修生の保険料等が支出されている。

指摘 39-3	事業実績報告の添付資料
不備事項	事業実績報告書等に添付されている見積書や請求書に日付のないものが多く見受けられた。不正受給のリスクが顕在化しないよう、提出書類を十分にチェックし、書類の不備について県漁協等に指導、改善を促し書類を受理すべきである。

【漁業担い手確保・定着促進（給付金事業 青年就業準備給付金）】

大分県漁業学校で研修を受講した研修生に対し、青年就業準備給付金（県単独）が支給される。県漁協の支店が研修生を受け入れ、研修修了後に県漁協に研修報告が行われ、内容確認後に研修生に対し給付金が支給される。

指摘 39-4	研修修了報告書
勸奨事項	青年就業準備給付金において、研修修了報告書の提出日付が、給付申請書に記載されている研修期間の修了日より前の日付となっているものが見受けられた。 大分県青年就業準備給付金事業実施要領によると、2つの書類はいずれも研修修了後に提出されることとされている。今後は、研修修了報告書の提出日を申請書の研修期間の修了日以後の日付とするか、事業実施要領を実態に合わせて改定するよう検討することが望ましい。

《補足》

事業実施要領では、青年就業準備給付金においては、「研修修了後」に研修を受け入れた県漁協の支店から県漁協（本部）に対して研修修了報告書、大分県青年就業準備給付金給付申請書が提出され、県漁協（本部）が内容確認後に研修生に対し給付金を給付することとされている。

上記の日付について例えば次のようなケースが該当した。

研修修了報告書 提出日	大分県青年就業準備給付金 給付申請書に記載された研修期間
令和 2 年 3 月 4 日	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

所管課からは、研修修了報告書は給付金の支給要件を満たした日を記載しており、給付申請書については、漁労実習は引き続き年度末まで実施されることから、その期間までを記載しているとの回答を受けた。

指摘 39－5	保証人関係書類の提出時期
勸奨事項	大分県青年就業準備給付金事業において、誓約書の中で保証人 2 名の自署・押印を添えて提出されることになっている。 この誓約書は研修に励むことの誓約とともに同一文書内で記載する様式になっており、提出時期は給付金を受け取る直前ではなく、研修前に提出されることになっている。 当事者及び保証人の立場を鑑み、保証人関係資料は研修前ではなく、給付金支給直前に徴求するよう見直すことが望ましい。

《補足》

保証人関係資料は必要な時期、範囲内で入手することが望ましい。したがって、上記のほか、保証人を 1 名に見直すことにより返還事案が発生した際の回収不能リスクと研修希望者が増加する可能性等を比較、検討する余地がある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	13,747	15,479	18,778
決算額	12,020	12,049	13,579
一般財源	12,020	12,049	13,579
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	210	566
旅費	974	2,067
需用費	488	458
役務費	55	30
使用料及賃借料	106	363
負担金補助及交付金	10,216	10,095
計	12,049	13,579

【土木建築部】

NO	事業名	課・室
40	建設産業構造改善・人材育成支援事業	土木建築企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	建設業者は、災害復旧を含む公共工事やインフラの維持管理の担い手となっているが、近年の建設投資の減少に伴い厳しい経営環境に直面している。建設産業は、若年層を中心に魅力ある職場として認識されず、就労者の高齢化や現場の技術者の不足により、担い手の確保・育成が課題となっている。
事業の目的	建設産業の担い手の確保・育成を図るため、就労環境改善に向けた取組への支援と併せて、高校生向けの現場体験学習会やイメージアップ事業など、建設業の「きつい」「危険」などのネガティブなイメージを払拭する取組を推進する。 建設産業における生産性向上を図るため、建設業者に対し I C T 施工の推進に資する機器等の導入を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
建設産業における担い手の確保や生産性向上を図るため、建設労働者の U I J ターン促進や若年技術者の資格取得及び就労環境の改善に対する支援を実施 1. 建設産業就労環境改善・情報発信支援 就労環境の改善と企業の情報発信の取組に要する経費を助成 2. 建設産業人材確保・育成支援 (1) 建設産業魅力発信事業 (2) 高校生向け建設企業合同説明会の開催 (3) 高校生向け現場体験学習事業 (4) 首都圏等で働く建設労働者に対する U I J ターンの促進 (5) 若年技術者の資格取得に要する経費を助成 3. 建設産業生産性向上支援 I C T 活用工事の推進に資する機器等の導入に要する経費を助成

4. 経営力強化支援

経営力強化のため、企業合併に要する経費の助成

2. 事業実施期間

平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率(%)	目 標	—	—	37.0
	実 績	40.5	38.8	47.4
	達成率	—	—	128.1%

4. 概要の補足説明

大分県内の建設業就労者数は次のとおりである。

単位：人

	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年
就労者数	73,391	71,028	59,423	48,814	46,376
55 歳以上	18,294	17,500	18,554	18,367	18,584
30 歳～54 歳	42,104	39,938	32,022	24,906	22,929
29 歳以下	12,993	13,590	8,847	5,541	4,863

出典：国勢調査

55 歳以上の数はそれほど変わっていないが、54 歳以下の数の減少が続いている。

また、県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率の推移は、次のとおりである。

単位：人

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
就職率	34.1	33.8	40.5	38.8	47.4

5. 監査結果

【本事業における全般的事項】

指摘	40-1	成果指標の見直し
改善事項	本事業の主要な成果指標は、県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率(%)とされている。 確かに当該就職率を伸ばすことは重要事項の一つである。しかし、事業費の内訳を見ると、高校生を対象にした事業費の割合は大きくなく事業全体の観点から当該就職率を主要な成果指標とするのは適当ではない。例えば、29歳以下の新規就業者数を主要な成果指標にするなどの見直しを行う必要がある。	

《補足》

令和元年度における事業費決算額 25,270 千円のうち、県内の高校生を対象とした「高校生向け建設業現場体験学習会委託業務」は 1,661 千円である。

【建設産業就労環境改善・情報発信支援】

県内建設業者等の就労環境改善や情報発信に関する取組を支援するために、①就労環境改善のための設備等の導入等、②就業規則等の見直し、③自社情報を発信するためのホームページ作成等に対して、その経費の一部を補助するものである。

県内に主たる営業所を有する企業のうち、建設業許可を有する企業等に対し補助を行っている。

指摘	40-2	提出書類及び当該処理に係る事務の効率性
不備事項	補助事業の物品購入等に際して、補助事業者から補助金の交付申請時と実績報告時の2度にわたり、所管課の求めに応じて（日付の異なる）複数の見積書が提出されている。中には、事業計画時も含め3度にわたって提出されているケースも見受けられた。 しかし、見積書No.がいずれも同じ場合や、再度の見積合わせによる採用業者の入れ替えが確認できなかった点を踏まえると、補助事業者や取引に至らない見積業者等に無用のコストのみが発生している可能性が考えられる。 所管課による上記の運用は、審査・指導室（会計管理局）の指導に基づいて行われており、その指導は適切ではないものとする。	

《補足》

何度も複数の見積書が提出されていることについて、所管課からは次のような回答があった。

①事業計画書：参考見積（事業計画の計画額の妥当性）として徴収。

②交付申請時：補助対象経費の積算として徴収。積算の妥当性の審査のため、二者以上の見積を提出させている。なお、このような取扱いとなっている背景には、過去に県の補助金において、補助事業者と請負業者が共謀し、不正受給の事例があったことから、見積書は、同一の事業内容に対して複数の見積書を添付することとし、そのうち一つは、当該事業内容について、本県の入札参加資格又は国あるいは本県以外の地方公共団体の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書の提出を求めることとなった。

③実績報告時：契約手続の根拠資料として徴収。上記の背景から、契約手続については、その財源に公金が充てられていることに鑑み、地方公共団体の契約手続に準ずることとされている。そのため、その適否の妥当性の確認や必ず二以上の見積合わせを行うよう指導するなど、契約の透明性を確保することとされているということであった。

補助金の交付決定後に対象経費等の内容が変わる場合、交付申請時から契約まで長期間経過する場合、交付申請時における見積書の有効期限が切れた場合においては、契約前に改めて見積合わせを行う必要はあるだろう。

しかし、通常交付申請時に入手した見積合わせが有効でありその金額に沿って契約したのであれば、改めて見積合わせを要求する必要はないとするのが現実的な運用であろう。本補助事業においては、見積合わせは基本的には交付申請時の１度でよいものと考えられる。

今の運用は、審査・指導室からの指導・要請に基づき実施しているといった説明が所管課からあり、審査・指導室（会計管理局）に照会したところ、同課の回答内容、判断は正しいものであるという報告を受けた。しかし、審査・指導室の見解が正しいとするならば、別の問題が生じていると言える。

例えば、他部局の高齢者福祉課の事業である大分県介護ロボット導入支援事業費補助金、ＩＣＴ導入支援事業費補助金において、見積合わせは補助金の交付申請の段階の１回のみ行われており、実績報告の段階（契約前）で改めて見積合わせは行われていないにもかかわらず、補助金が支出されている。

これ以外でも物品等の購入補助の多くは審査・指導室の考えに沿った運用は行われていないものと推察され、審査・指導室の管理職と担当者によってルールの解釈に違いが生じている可能性が考えられる。

審査・指導室の判断は、幅広い部局や補助事業者等の事務作業に影響を及ぼす

ことになり得ることから、物品購入等に係る補助事業を広く調査したうえで、補助金の規定やルール等について職員間で情報の共有を図る必要がある。

指摘 40-3	財産管理台帳の作成要否
勸奨事項	一着数千円の作業着について財産管理台帳が作成され提出しているケースが散見されたが、事務上の効率性を踏まえると財産管理台帳に金額基準を設けるなどして、記載対象をより簡略化することが望ましい。

《補足》

所管課からは、財源が公金であることに鑑み、適切な管理が行われるよう補助条件として財産管理台帳等の作成を付与しているとの回答を受けた。そのような考え方は重要である。ところが、作業着などは従業員に支給された後は各自が着用、管理することが想定され、1件1件個別に台帳に支給者名（管理者名）を記載することは煩雑で非効率である。台帳記載に当たっては、費用対効果を加味し、取得価額1件5万円以上や10万円以上の金額基準を設け、記載対象を絞ることが望ましい。

指摘 40-4	見積合わせの効果
勸奨事項	就業規則の変更に際し、取引業者（社会保険労務士）を決定するのにすべて見積合わせがとられているが、当該規則変更前の就業規則を策定したり給与計算業務を受託している社会保険労務士が存在するならば、その者と契約する方が就労支援や就労環境改善にとってより効率的、効果的である可能性が考えられる。物品購入とは異なる取扱いも検討することが望ましい。

《補足》

所管課からは、誰に就業規則の改正を依頼するかは申請業者の任意であるが、価格等の妥当性は把握する必要があることから見積合わせを行ったうえで発注するよう指導しているとの回答を受けた。不当に高額にならないように、所管課が参考見積を入手し予め補助率や補助上限額に反映するといった方法も考えられる。

指摘 40-5	支払証拠書類としての振込明細
不備事項	インターネットバンキングの振込明細データのコピーを支払証拠書類としている中に、振込指定日が当日ではなく翌日以降になっているケースがあった。振込日前であれば変更可能であり、同日あるいは振込済みの入出金明細を証拠書類とすべきである。

【建設産業人材確保・育成支援（高校生向け建設業体験学習事業）】

県内の土木建築系学科を有する高校生とその保護者を対象に、公共工事の現場体験学習会を開催し、建設現場の現状や就労環境の実態を体験することにより建設産業への興味・関心を深め、将来の就業先の候補としての意識を高めることを目的に、（公財）大分県建設技術センターへの委託事業が実施されている。令和元年度の契約金額は1,661千円である。

指摘 40-6	完了報告のあり方
勧奨事項	委託契約に係る仕様書には、委託業務の内容として体験現場での安全確保が明記されていたが、業務完了後に提出された業務報告書上において、例えば、事故やけが人の発生がなかったといった点が具体的に記録されていなかった。業務報告書の中で、仕様書に沿った業務が実施されたことを明確に記録しておくことが望ましい。

《補足》

所管課によると、事業実施の写真において、安全確保等の様子が記録されていることや、実際の体験学習会には職員が立ち会っており、実際にけが人は発生しなかったことの事実確認ができていることから、各日程の報告書に、安全確保の結果けが人がいなかったという記載までは求めているといった回答があった。

体験学習会に職員が立ち会っているのであれば実質的には行われているものであろうとは推察できるものの、当事業は体験現場での安全確保が重要であることから仕様書に体験現場での安全確保の項目を記載している点を鑑みると、業務報告書に的確に明記しておくことが望ましいと考える。

【建設産業人材確保・育成支援（首都圏等で働く建設労働者に対するU I J ターンの促進）】

東京オリンピック・パラリンピック（当初予定）に関連する工事に従事している人をはじめとした、首都圏の建設労働者に対して、大分県内の建設企業へのU I J ターンを促進するための広報を行うもの（建設業U I J ターン促進事業）。当事業は提案競技を通じて随意契約により行われている。

指摘	40-7	完了報告のあり方
勸奨事項	委託業務の完了報告においては、媒体（チラシや求人情報誌）のサンプルの他、U I J ターンを促進するためのホームページの各月のアクセス数の記録のコピーが添付されていた。 当該アクセス数については、月ごとのホームページアクセス数は仕様書に従って翌月末までに県に報告されている。完了報告時においては、例えば、チラシであれば発行時期や発行部数、ホームページであればアクセス数の多い傾向が把握できる月次推移表（比較表）を作成する等、報告の仕方には工夫の余地がある。	

【建設産業人材確保・育成支援（若年技術者の資格取得に要する経費を助成）】

資格取得支援を通じた若年者の処遇改善を図ることを目的として、資格取得により賃金が上昇したことが確認できる場合に補助を行っている（建設産業若年就業者資格取得支援事業）。補助の内容は次のとおりである。

事業実施主体：一般社団法人大分県建設業協会

補助対象者：県内に本店を有する建設業者及びコンサルタント業者
（中小企業及び資本金額 5,000 万円以下の企業）

対象となる資格：施工管理技士、建築士、電気工事士、測量士

補助率：補助対象経費（受験手数料、講座受講料等）の 1 / 2

補助限度額：1 人当たり上限 50 千円

指摘	40-8	事業の効率性
改善事項	助成先が 4 社（助成金 186 千円）に対して事業実施主体の間接人件費が 690 千円発生しており、結果として事業の効率性が低いことから、事業の根本的な見直しが必要である。	

《補足》

所管課によると、ホームページ掲載や建設業協会の会員約 450 社に対し E メール送付での周知を行ったが、「資格手当の付与」という条件が厳しい（既に資格を持っている従業員へも手当を付与することになるため、人件費がかさむ）とのことから、結果として申請が当初の想定よりも少なくなったとのことであった。また、最終的に経営者の判断や、試験が不合格だったために資格手当の創設を見送った等の理由で、実際の申請や実績が減った状況もあったようである。

なお、間接経費については、申請書の書面処理のみではなく事業を実施するに当たっての周知や、問い合わせ、申請に当たってのサポート等細やかな対応等の業務も行っており、事業実施期間（9 か月間）を考慮すると、月 5 日（延べ 46 日）分の人件費として妥当であると判断し、変更承認したとの報告を受けている。

【建設産業生産性向上支援】

県内建設業者の生産性向上に関する取組を支援するため、県内に主たる営業所を有する企業に対し、生産性向上に資する機器等の導入に関する経費の一部を補助するもの。

補助対象機器等	対象経費	補助率	補助限度額
ICT 活用工事の実施につながり、建設現場における生産性の向上に資する機器、ソフトウェア	補助対象機器等に係る購入経費等	1/2	50 万円以内

指摘 40-9	生産性向上の定量的な効果
勸奨事項	事業計画や交付申請、実績報告いずれも、例えば、導入により具体的な作業時間やコスト改善の期待される効果等について、可能な限り定量的な記載を促すことが望ましい。 また、事業実績書の今後の活用予定等について「ICT 対象工事にて活用」、「建設工事現場で活用（予定）」といった、漠然とした記載の先が目立った。工事の種類や内容、規模について具体的な記載があると望ましい。

指摘 40-10	見積書日の記載
不備事項	交付申請時の見積合わせの見積書日が記載されていないものが見受けられた。見積書日を記載したものを受理するよう、業務を改善する必要がある。

《補足》

見積書に見積書日（見積書日の発行日）を付すのは、物品取引において市場価格の変動等を勘案し、同時に有効期限日（例えば見積書発行日から3か月）を記載することにより取引先との取引及び取引価格の安定を円滑に図ることが目的の一つである。そのため、金額が変化しやすい、あるいは高額な取引の場合、見積書日は記載されることが一般的である。

したがって、見積書日が仮に交付申請時より数か月以上も前の日付となっている場合や日付のない場合は、例えば、請求・支払を後回しにして補助金の交付決定前に発注・納品されるといったことが考えられ、また見積合わせで入札できなかった方の見積書であっても、有効ではない見積書が使い回しされている可能性が想起される。見積書日の記載を求めチェックすることが不正取引を防止するためのけん制になる。

指摘	40-11	交付決定、発注、納品、支払の日程
改善事項	見積書日から納品日、納品日と領収書日（支払日）の間隔が一般的な商慣行からするとあまりにも短期間である取引が見られた。このような場合、補助金の交付決定前の発注が行われている可能性も疑われることから、追加調査を行うべきであると考え、そのような調査が行われた証跡が見当たらなかった。追加調査の実施とその記録が必要である。	

《補足》

例えば、次のような測量機器の取引が見られた。取引金額は約140万円。

交付決定日	令和元年6月19日（水）
見積合わせ（見積書日）	令和元年6月20日（木）
納品日	令和元年6月21日（金）
領収書	令和元年6月24日（月）

比較的高額な取引の場合、通常は発注から納品まで一定の期間を要することが考えられる。

所管課によると、（補助事業者から）納入側に在庫もあったことから短期間で納品が可能だったと聞いているとの回答があったが、そのような点は閲覧した関連簿冊には記録されていなかった。また、（土日を休日と仮定すれば）通常納品日の翌営業日に支払が行われているのは、他の補助事業者と比較すると支払までの期間が著しく短いものであったが、その点について調査した記録はなかった。

指摘 40-12	補助事業の適切な執行
改善事項	補助事業者からの提出書類の受理に関して、交付申請・実績報告に係る不備あるいは不審点がある証拠書類（見積から支払までが短期間）を受理し、口頭確認のみで、調査記録を残していない点などが認められた。 所管課は、不正事例の収集や書類、証拠チェックの具体的な手順等を明文化し職員に定期的な研修を実施するなど、適切な事業執行に努めていく必要がある。

《補足》

明文化にあたって、特に高額取引については、例えば次のような留意事項を具体的に上げるなどして、実績報告書等の書類審査や現地往査に活用されたい。

- ・見積書等の様式、日付に異常性がないか。一部のみ手書きとなっていないか。有効期限の付されていないものはないか。内訳や内容があまりにも簡潔に記載されているものはないか。
- ・補助事業者と取引業者との関係に異常性はないか。
- ・路線価やネットで参考価格を検索し、見積・取引価格に問題はないか。
- ・備品、物品の現物確認の必要なものはないか（事後返品のリスク）。
- ・見積書と検収書（控）、納品書、請求書、入金帳票との照合にあたり、取引期間に異常性がないか（例：見積日から支払日まで短期、納品日や領収書日が休日）。
- ・支出証拠書類に問題はないか（領収書については、前述の指摘のとおり）。
- ・期間終了間際の大量取引はないか。
- ・支払が振り込みではなく現金取引となっていないか。
- ・分割発注はされていないか。
- ・事後値引が行われることを考慮し、翌期の元帳や通帳の閲覧等を行う必要はないか。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	15,412	23,056	31,235
決算額	10,078	25,534	25,270
一般財源	10,078	25,534	23,528
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	1,742

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	229	351
需用費	69	90
委託料	3,466	7,255
使用料及賃借料	42	0
負担金補助及交付金	21,728	17,574
計	25,534	25,270

【教育庁】

NO	事業名	課・室
41	特別支援学校就労支援事業	特別支援教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率は向上しつつあるが、その数値は全国平均を下回っている。生徒の意欲や能力を引き出すことに加え、就労先の開拓、関係機関との連携、保護者や教職員の意識改革、生徒と企業のマッチングに課題がある。
事業の目的	特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、就労支援アドバイザーを配置するとともに、就職に向けた生徒や保護者の意識改革や企業からの評価向上につながる職業教育を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 特別支援学校就労支援体制強化事業 (1) 就労支援アドバイザーの配置（8名） (2) 就労支援に関する会議等の開催 ・進路指導戦略会議 ・進路に関する研修会の開催 2. 特別支援学校働く力向上支援事業 (1) キャリア向上アドバイザーによる技術指導 (2) 特別支援学校メンテナンス技能検定の実施（12月） (3) 病弱（精神障がい）生徒等の在宅就労モデルケースの作成 3. 企業・保護者への就労促進事業 (1) 『特別支援学校ワーキングフェア 2019』の開催 (2) 保護者向け進路講演会の実施

2. 事業実施期間

平成 23 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率 (%)	目 標	31.5	31.7	31.9
	実 績	26.5	28.5	20.0
	達成率	84.1%	89.9%	62.7%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘	41-1	就労支援アドバイザーについて
勧奨事項	役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のコーディネーターについて、整理統合できないか検討されたい。	

《補足》

現在大分県では、複数の部署で障がい者の就労支援に関わる事業が展開されており、それぞれの事業において、その事業の遂行に必要なアドバイザーが配置されている（下表参照）。

所管部署	事業名	アドバイザーの名称	人数 (令和元年度)
福祉保健部	障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者雇用アドバイザー	8 名
商工観光労働部	障がい者職業能力開発事業	障がい者訓練コーディネーター、コーチ	7 名
教育庁	特別支援学校就労支援事業	就労支援アドバイザー	8 名

各々の事業のアドバイザーは、多少の目的の違いこそあれ基本的に企業訪問を主な業務としている。そのため、3 部局合同で定期的に連絡会議を行い、訪問した企業やその成果について情報交換、共有を行っているとのことであった。

このような連絡会議は、業務を効率的に実施していくためには必要である。しかし、それ以前に、そもそも類似した事業を行っているわけであるからアドバイザーを兼務させることはできないのだろうか、という疑問が残る。兼務させるこ

とができればアドバイザーの人数はもっと減らすことが可能になるし、減らした分の予算を他の事業に充てることも可能になるのではないだろうか。アドバイザーの兼務、整理集約が可能かどうか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,347	28,535	27,667
決算額	27,869	28,017	25,208
一般財源	27,829	27,983	20,109
諸収入	40	34	32
国庫	0	0	5,067

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
教育支援体制整備事業費補助金 (切れ目ない支援体制整備充実事業)	1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	16,824	16,060
共済費	2,740	2,550
報償費	1,485	856
旅費	3,760	3,129
需用費	1,349	1,239
役務費	352	359
使用料及賃借料	1,507	1,015
計	28,017	25,208

【教育庁】

NO	事業名	課・室
42	特別支援学校キャリアステップアップ事業	特別支援教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	卒業後すぐの民間企業への一般就労は困難であっても、労働習慣等を習得することができれば民間企業への一般就労が可能な特別支援学校生徒に対する実践的な就労支援の場が必要である。
事業の目的	障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、卒業生を県立学校に一定期間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、卒業生を県立学校に一定期間（最長３年間）雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。 1. 知的障がい者の雇用 県立学校に会計年度任用職員（チャレンジスタッフ）として15名雇用。 県立学校での就労経験を活かし、雇用契約終了後は一般（企業）就労へのステップアップを目指す。 2. サポートチームによる就労支援の実施 ワークマネージャー（支援者）を中心に勤務校・出身校・関係機関職員を交えた「サポートチーム」を結成し、サポーター会議を開催 等。

2. 事業実施期間

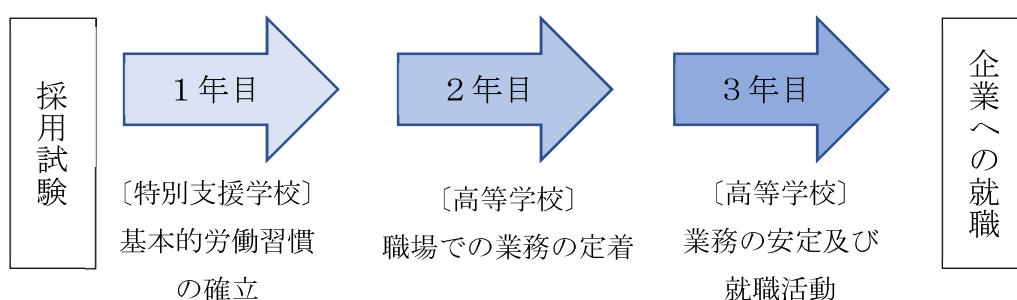
平成30年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
雇用期間を通して勤務したチャレンジスタッフの人数（人）	目 標	—	3	13
	実 績	—	3	13
	達成率	—	100.0%	100.0%

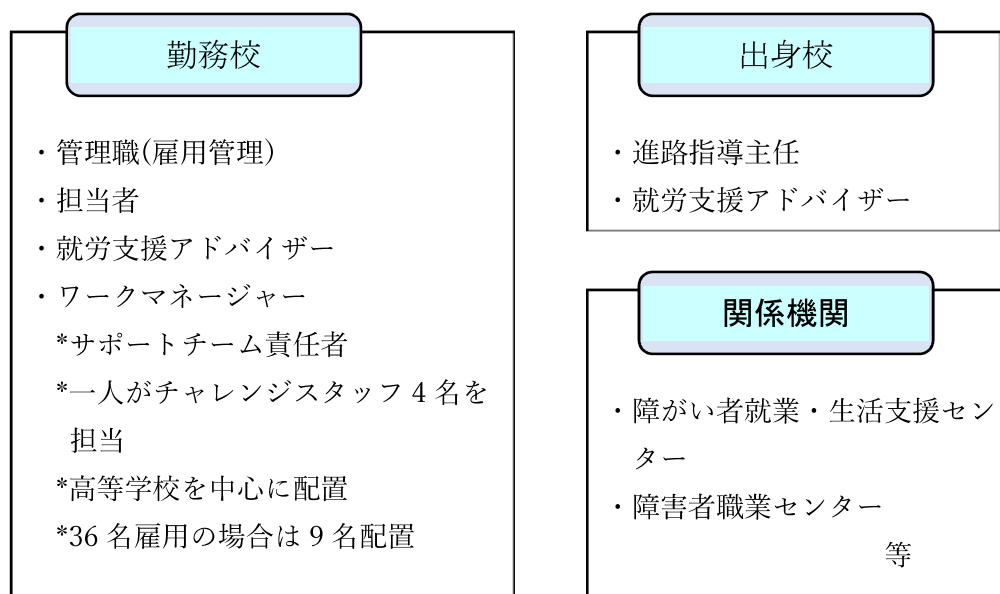
4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図示すると以下ようになる。



『サポートチーム』 によるチーム支援

- ・障がいの特性に応じたきめ細やかな支援体制の確立
- ・ワークマネージャー(専門スタッフ)の配置による一般就労に必要な力の確実な獲得



(事業の流れ)

- ・採用試験を行い合格した特別支援学校高等部卒業生をチャレンジスタッフとして一定期間（最長３年間）県立学校で雇用する。
- ・チャレンジスタッフは、県立学校での雇用期間を通じて一般（企業）就労に必要なスキルを身につける。
- ・チャレンジスタッフは、雇用期間中にサポートチームによる支援を受ける。サポートチームは、勤務校、出身校及び関係機関の関係者から構成され、必要なスキルの獲得を支援するとともに、雇用期間中に一般企業への就職を実現させる。

５．監査結果

指摘	42-1	成果指標について
勸奨事項	当該事業は、障がいのある特別支援学校生徒の一般（企業）就労を促進するための事業であるから、成果指標についても一般（企業）就労者数とすることが望ましい。	

《補足》

当該事業は、特別支援学校高等部の卒業予定者及び卒業生を対象に、非常勤職員として県立学校で最長３年間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得の支援を行いながら一般（企業）就労へ結びつけることを目的としている。

非常勤職員として県立学校に雇用された障がい者をチャレンジスタッフと呼び、当該事業の成果指標を「雇用期間を通して勤務したチャレンジスタッフの人数」としている。しかし、チャレンジスタッフが全て一般（企業）就労へステップアップするとは限らないため、チャレンジスタッフの人数を成果指標にすることは適切ではないと考える。

一般（企業）就労を最終目標にしているのであれば、チャレンジスタッフから順調にステップアップしていき、一般（企業）就労に至った人数を成果指標にすべきと考える。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	19, 198	33, 563
決算額	—	5, 157	27, 506
一般財源	—	5, 157	27, 506
繰入金	—	0	0
国庫	—	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	3, 214	19, 599
共済費	571	3, 281
報償費	60	60
旅費	748	3, 346
需用費	562	870
役務費	2	3
使用料及賃借料	0	347
計	5, 157	27, 506

【監査後記】

平成 27 年に策定（令和 2 年改定）された「大分県人口ビジョン」では、このまま何もしなければ、今後、大分県の人口の減少が加速することが見込まれている。そのため、中小企業の振興や商業・サービス産業の振興と観光・ツーリズムの展開、創業・起業の支援、企業誘致と産業集積のさらなる深化、新エネルギー産業などの新産業の展開を図るなど、あらゆる面からの産業振興を図り、県内総生産の向上を目指す必要がある。

生産年齢人口が減少する中で県が総就業者数を確保するためには、県外へ流出している若年者を大分県にとどめる施策や、高齢者、女性就業者を増加させるための施策をとることが必要であることから、若年者、高齢者、女性に対して様々な事業を提供している。

具体的には、平成 28 年度に雇用労働政策課が「大分県人口ビジョン」等を踏まえ、平成 29 年度から令和元年度までの 3 ヶ年で 18,500 人の就業者を確保するという目標を立て、それを各事業へ割り振っている。

下記の総括表は全体目標 18,500 人を若年者、女性及びシニアに割り振ったものである。

「総括表」

(単位：人)

区分	全体目標	年間目標	実 績			
			H29	H30	R1	合計
若年者	17,000	約 5,500	4,773	4,652	4,607	14,032
女性	500	約 180	91	89	105	285
シニア	1,000	約 330	332	407	378	1,117
合計	18,500	約 6,200	5,196	5,148	5,090	15,434

若年者について目標値の未達成数が最も大きく、若年者の就業者数を増加するための施策を講ずることが、今後の大分県の人材確保にとって最も効果的であると考えられる。

そこでまず、若年者を対象とした実績の直近の 3 年間の推移をみしてみる。

「若年者」

(単位：人)

内容	実 績			
	H29	H30	R1	合計
新規学卒県内就職者（高校）	1,935	1,917	1,878	5,730

新規学卒県内就職者（専修学校）	852	887	858	2, 597
新規学卒県内就職者（短大・高専）	501	482	484	1, 467
新規学卒県内就職者（大学）	718	716	709	2, 143
県外大卒者U I J ターン就職者	558	439	457	1, 454
県外大卒者等公務員	209	211	221	641
合計	4, 773	4, 652	4, 607	14, 032

包括外部監査の対象とした雇用労働に関する事業は「U I J ターン就職等支援強化事業」、「県外若年者U I J ターン促進事業」、「おおいた元気企業マッチング促進事業」、「おおいた若年者就職・定着応援事業」、「おおいた学生県内就職応援事業」の5事業である。

これらの5事業と上表の「新規学卒県内就職者（高校）」、「新規学卒県内就職者（専修学校）」、「新規学卒県内就職者（短大・高専）」、「新規学卒県内就職者（大学）」、「県外大卒者U I J ターン就職者」、「県外大卒者等公務員」との関連がわかりにくい。若年者の雇用者数の増減を事業の効果として検証するためには、どの事業がどの内容の実績として把握すべきかを事業名からも明確にしておく必要があるのではないかな。

事業名だけでみても、若者をターゲットにしているのが3事業、U I J ターンをターゲットにしているのが2事業ある。更に、事業内容まで見てみると、高校生およびその保護者を対象としているのが3事業、県内出身者の県外大学生を対象としているのが4事業あるといった具合で、各事業の整理ができていないとの印象を受けた。

これは、人口ビジョンに沿って若者定着に関する各種施策を集中して実施してきたことによると推察する。一例を挙げると、平成28年度から県内高校出身者の大学生を登録して県内企業の情報をメールやWEBマガジンで配布したり、昨年6月には福岡市中心部に大学生等のU I J ターン促進のための拠点施設「d o t .」を開設するなど、他県にはない独自の事業に取り組んでいる。地方創生の流れの中で若年者の移住・定住に力を入れていることは評価するが、今回、拠点施設「d o t .」を新設したことを契機に、現在の事業を再編成する時期に来ているのではないだろうか。

「U I J ターン就職等支援強化事業」の成果指標は「県内企業就職内定者数」、「おおいた元気企業マッチング促進事業」の成果指標は「県内企業でのインターンシップ実施人数」、「おおいた学生県内就職応援事業」の成果指標は「奨学金返還支援制度の対象企業登録数」、「県外若年者U I J ターン促進事業」の成果指標は「福岡県内大学新卒県出身者の県内就職者数」とされており、各事業を実施した成果と就業者数の増減との対応関係がわかりにくくなっている。これは厳密

に対応しているのではなく、概ね関連のありそうな事業と結び付けているため、という理由である。

しかし、大分県の就業者数を増加させるという目標を立てたのであれば、各事業の統一的な成果指標として、「就業者数の増加」を加えることが望ましいと考える。

例えば、「おおいた元気企業マッチング促進事業」の成果指標は「県内企業でのインターンシップ実施人数」とされているが、インターンシップを受け入れた企業にどのくらいの就業者が増加したのかが成果指標となっていない等、必ずしも就業者数の増加とはリンクしていないため、今後は「就業者数の増加」という指標に重点をおくことを検討していただきたい。

また、大分県は、県内企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングや、概ね49歳以下の若年者の就職支援等を実施する「おおいた産業人財センター」を設置しているが、若年者に積極的にアピールするのであれば、スマートフォンで県内企業情報を簡単に検索でき、気になる企業をお気に入り登録できるような、若年者層が利用しやすい環境を構築することを検討していただきたい。

さらに、昨今のコロナ禍の影響で様々なイベントが中止となっているが、オンラインで相談会を実施する等、WEBを積極的に活用して県内の企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングを図ることを検討して欲しい。大分県もICTを活用した若年者へのアピールを積極的に取り入れる時期にきているのではないだろうか。

次に女性を対象にした事業の直近3年間の推移をみってみる。

「女性」（関係事業：女性のスキルアップ総合支援事業）

（単位：人）

内 容	実 績			
	H29	H30	R1	合計
働きたい女性応援 （子育てママ仕事復帰応援事業）	25	16	1	42
女性の再就職チャレンジ支援 （託児サービス付訓練）	0	7	5	12
女性の再就職チャレンジ支援 （母子家庭の母等対象訓練等委託訓練）	37	13	8	58
女性の再就職チャレンジ支援（女性限定 IT 分野）	0	11	14	25
働きたい女性応援（女性向け合同企業説明会）	12	5	6	23
女性就職者（在宅ワーク推進事業）	17	37	71	125
合計	91	89	105	285

女性の社会進出をサポートするため、女性を対象とした様々な事業が構築されており、その中でも、「女性の再就職チャレンジ支援（女性限定ＩＴ分野）」と「女性就職者（在宅ワーク推進事業）」の２つについては就業者数が増加傾向となっている。２事業ともＩＣＴに関連した事業であり、女性の就業者数を増加させる上でも、今後構築する事業はＩＣＴを取り入れることが効果的であると考ええる。

最後にシニアを対象にした事業の直近３年間の推移をみてみる。

「シニア」

(単位：人)

(上段) 内容 (下段) 関係事業名	実 績			
	H29	H30	R1	合計
シニア世代就職者(中高年齢者就業支援センター) シニア雇用推進事業	311	373	367	1,051
シニア世代就職者(シニア世代のための就職面談会) 生涯現役促進地域連携事業	21	34	11	66
合計	332	407	378	1,117

シニア層に対する就業者を増加させる取組については目標値を上回っており、事業の効果が現れているものと思われる。改正高年齢者雇用安定法が令和３年４月から施行されるとはいえ、対象となる事業主が限定されるため、労働市場に出てくるシニアはさらに増加するものと予想される。その際シニア層が活躍できるように、女性を対象とした事業で奏功しているＩＣＴ分野や在宅ワークを参考とした事業を構築していただきたい。

今回、雇用労働政策課をはじめ多くの課にヒアリングを行い、各課がそれぞれ人材確保等の取組に係る事業を構築した上で、それぞれの事業について目標値を設定して実績との比較を行い、事業評価について概ね適正に実施していることを理解することができた。

しかしながら、事業の切り口が「若年者」であったり「農業担い手」であったり「福祉・介護人材」であったりと、それぞれの所管課がそれぞれの観点から事業を構築し、断片的に事業を進めているため、人材確保という大きな目標を達成するにはあまりにも無駄が多すぎるようにも感じた。

加えて、近般の新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響、とりわけ、企業の経営状況悪化により生じた失業者に対する雇用支援等については、今後、県が全庁を挙げて注力すべき課題であると思われる。

私は、これまで断片的に行われていた人事確保等の雇用労働施策を、全体として統一感を持って進めていくことが必要と考える。そのためには、大分県が県内の社会経済状況等を常に注視するとともに、県民ニーズを拾い上げ、そのニーズを具現化することによって、各課の諸施策を横展開していくことが極めて重要となる。

以上を踏まえ、今後は雇用労働政策課が情報の共有と事業連携を密に行う総合的な調整役としての役割を、これまで以上に担っていくことを期待する。

以上

